

## 京都市建築物火災安全改修モデル事業選定要綱

制定 令和5年4月25日

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市建築物火災安全改修モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条第3号に規定する建築物の火災安全改修に関するモデル事業（以下「モデル事業」という。）において、その目的及び内容を効果的に実現するため、モデル事業として補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助事業者の選定等)

第2条 モデル事業を評価するため、都市計画局建築指導部内に京都市建築物火災安全改修モデル事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 補助事業者は、モデル事業の申請者の中から、委員会の評価を受けて、市長が選定する。
- 3 市長は、委員会の評価でモデル事業の対象として適当と認める者のうち上位の者を、補助事業者として選定する。なお、補助申請予定額が予算の範囲内にある場合は、2者以上を補助事業者として選定することができる。
- 4 委員会における、モデル事業の評価方法の詳細については、第4条に定める。

### (委員会の構成員等)

第3条 委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局建築指導部長
  - (2) 都市計画局建築指導部建築指導課長
  - (3) 都市計画局建築指導部建築審査課長
  - (4) 都市計画局建築指導部建築安全推進課長
  - (5) 都市計画局都市企画部都市総務課設備技術担当課長
  - (6) 都市計画局公共建築部公共建築整備課建築整備担当課長
  - (7) 消防局予防部予防課担当課長
- 2 委員会委員長は、都市計画局建築指導部長とする。
  - 3 委員会の庶務は、都市計画局建築指導部建築安全推進課において行う。
  - 4 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。

### (モデル事業の評価等)

第4条 委員会において、申請者から提出された申請書の内容について、交付要綱第10条第1項第3号に掲げる事項を、別表の評価事項に基づき評価する。

2 委員会は、評価にあたり、学識経験のある者の意見を聞くことができる。

(補足)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

(施行期日)

(1) この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

(別表)

評価項目	評価事項	備考	評価 (A・B・C)	
1 モデル性、 汎用性	・ 改修の結果、直通階段又は当該改修を行った階が避難上安全な構造となるものか。	該当の有無	/	
	・ 建築物における火災安全上の課題を具体的に提示しているか。			
	・ 改修計画は、課題を踏まえた提案となっているか。			
	・ 建築物の構造等を踏まえ、改修方法に技術的な工夫が施されているか。			
	・ 建築物の利用状況等を踏まえ、事業プロセスの工夫が施されているか。			
	・ 類似の建築物への水平展開が可能な提案となっているか。	他の建物への汎用性		
2 実施体制	・ 設計者の過去の同様の計画、設計の実績（防災計画書の作成や避難安全検証法などの実績を含む。）			